

【概要】

生涯にわたり生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげるため、これまで既存制度による健康診断、健康診査を受診する機会がなかった県民に対して健康診査の機会を設けたものです。

【対象者】

避難区域等以外に居住する概ね19歳～39歳のうち、既存制度による健康診断、健康診査の受診機会がない方（学生以外の国民健康保険被保険者、社会保険被扶養者等）

【健診項目】

身長、体重、BMI、血圧、尿検査（尿蛋白、尿糖）、血液生化学（AST、ALT、 γ -GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖（又は随時血糖））

第22回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

県民健康調査の一環として、これまで既存制度で健康診断、健康診査を受診する機会がなかった県民の皆様に対して「健康診査」の機会を提供し、福島県民の皆様の健康の保持・増進を図り、健康長寿を目指すことを狙って設けられた制度です。

※1 既存制度による健康診断、健康診査とは

- ・労働安全衛生法に基づく健康診断（定期健康診断等）
- ・学校保健安全法第13条に基づく児童生徒等の健康診査
- ・県民健康調査として避難区域等（※2）の県民を対象として県が行う健康診査（項目を上乗せして行う健康診査）等

※2 避難区域等とは

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域、及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点が属する区域）

本資料への収録日：平成28年3月31日

改訂日：平成29年3月31日